

公益社団法人長野県社会福祉士会 2021 年度 事業計画

『笑顔を繋ぐ』 築こう 誰もが安心して暮らせる社会 高めよう 社会福祉士の価値と専門性 ともに歩もう 長野県社会福祉士会

2021 年も、新型コロナウイルス感染症の脅威の中で幕を開けました。新型コロナウイルス感染症は、世界中の人々とともにわが国の国民の生命及び生活に多大な影響を及ぼし医療機関だけでなく、福祉分野にも計り知れない影響を与えています。国民の生活、働き方、社会経済活動等が急激に変化し、高齢者、障がい者だけでなく、ひとり親家庭、非正規労働者、外国人労働者など社会的に弱い立場にある方々が、大変な困難下に置かれています。

多くの人々が職を失い、収入が減り、生活そのものが脅かされ、また、生活のしづらさからくる貧困、誹謗中傷、差別、抑圧、排除、暴力、虐待、並びに環境破壊など潜在化していた多くの問題が噴出しています。

このような状況下を、私たち福祉専門職が皆で、できることを共有し乗り越えていくために、2021 年 2 月には、正しい知識と対応を踏まえた上で「新型コロナウイルス時代の地域ケアを考えるセミナー」を開催し、コロナ禍における社会福祉士の取組みを検証し、専門職としてのあるべき実践についてアピールの採択をしました。アピールを実践し、コロナ禍だからこそ、社会福祉士の力で、人々の権利を擁護し、生活の質の向上に飽くなき取組みを行っていきます。

私たちは、すべての人々の自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職であり、インクルーシブな社会の実現と、誰もが排除されずに、多様性が尊重され、住みやすい社会の実現を目指すことを使命としています。

そのために、本年度は、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間の「中期ビジョン」の 2 年目として、身寄りなき人々の身元保証問題について継続して取り組むとともに、生活の困りごとをワンストップで受け、取りこぼさずに関係機関につなげていく重層的支援体制整備についてのセミナーの開催を行います。

さらに、わが国における障害者権利条約実施のための様々な課題について理解をし、意思決定支援のためのセミナーの開催も探っていきます。ICT を活用した新しい方法による学びと新しい生活様式下での活動など、感染対策を講じながら、中期ビジョンのさらなる進展と実現に向けて事業を実施して参ります。

「会活動を止めない」「学ぶことを止めない」をスローガンに、オンラインによる研修や講演会、地区学習会等に積極的に取組み、子育て世代、介護世代でも参加しやすい学びの機会を提供していきます。

2020 年度は、県や市町村が次期計画として立案した、高齢者プラン、障がい者福祉計画、男女共同参画事業計画等各種の計画に対して、職能団体として意見提言を積極的に行いました。今後も、県民や地域行政に対して必要に応じた政策提言や会長声明、アピールの発出など、ソーシャルアクションを継続していきます。

併せて、県民全体に対しても社会福祉士という専門職の存在を、そして、社会福祉士会という職能団体の存在を認知していただけるように広報、啓発活動等に取組みます。

【重点課題】

1 福祉の支援を必要とする人への生活支援の相談と権利擁護の推進をめざして

全ての人は存在自体に価値があり、人としての尊厳が守られ、平等であり、意思決定の権利が守られるという、社会福祉の普遍の理念のもとに、行政機関、弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）等の専門職団体や関係機関と連携、協働により、生活支援のための相談と権利擁護の推進を目指す。

- (1) 身元保証人等がない人の生活と権利擁護問題に関わる調査・検証と提言、取組みの推進
- (2) 被災、コロナ禍等での住まい、生活支援、医療・福祉等を受けるために必要な対応
- (3) 多様性を尊重しない誹謗中傷・差別等への対応と防止の推進
- (4) 高齢者、障がい者等に対する虐待への対応と防止の推進
- (5) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進事業等の推進
- (6) 地域生活定着支援事業、児童虐待・DV ホットライン業務の推進

2 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

社会福祉法の一部改正における、重層的支援体制整備事業でその専門的役割を果たすことができる会員の知識・技術の向上を図るとともに、未入会の社会福祉士への入会支援や、福祉従事者の倫理観の醸成及び人材育成等に寄与する事業を推進する。

- (1) 分野を超えたジェネラリストソーシャルワーカーとしての知識・技能の向上
- (2) 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び認定研修の企画・実施
- (3) 生涯研修制度などの研修体系を分かりやすく、受けやすく実施
- (4) 「キャリア形成訪問指導事業」の研修内容の充実と実施、講師の養成
- (5) ばあとなあ会員の業務に関する意思決定等質の向上
- (6) 「長野県社会福祉士会活用ガイド」等による未入会の社会福祉士及び新規資格取得者への入会促進
- (7) 国家試験統一模擬試験・社会福祉士実習指導者講習会等の実施
- (8) 社会福祉士の実習受け入れの促進のための啓発活動

3 中期ビジョンに基づく社会福祉士専門職に関する県民への周知・啓発の推進をめざして

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、ソーシャルワーク専門職団体である長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会、ソーシャルワーカー養成校との連携を強化し、ソーシャルワーク機能の必要性と、担い手である社会福祉士に関する県民への周知及び啓発を推進する。

- (1) オンラインも含めたセミナー・シンポジウム・講演会の企画実施
- (2) 「福祉まるごと学会」実践研究への積極的な参加と充実
- (3) 「ソーシャルワーカーデー」企画の実施と関係団体との連携強化
- (4) 地域生活課題に対する必要な調査・検討・分析の実施とその情報の公表
- (5) 県及び市町村への福祉制度・施策、各種計画への提言の実施

4 専門職団体との連携・ネットワーク等に関する事業の推進をめざして

社会福祉士には、その倫理綱領において「・・・人々がつながりを実感できる社会への変革と社会包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。」とあるように、地域共生社会の実現のために新たな組織や団体等とも連携し、新しい状況下にも迅速に対応する。

- (1) 地域共生社会実現に向けて専門職団体等との連携強化
- (2) 災害派遣福祉チーム（災福ネット：DWA T）への会員の登録推進と研修参加
- (3) 全分野における災害ソーシャルワークへの学びの深化
- (4) 教育関係機関との連携強化とソーシャルワーク機能の積極的導入

5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

福祉の専門職職能団体としての使命・役割を果たすために、より多くの会員の確保と参加を促し、中期ビジョンの達成を推進する。

- (1) 事務局体制の維持と健全な組織経営の推進
- (2) 中期ビジョンを柱とした事業計画の策定及び年度ごとの進捗状況の検証
- (3) 必要な事業の受託や補助金等の活用
- (4) 入会の促進と退会者に対して社会貢献として会活動への参加推進

6 会員同士の交流によるネットワーク構築と拡大をめざして

対面での交流が困難な中においても、常に社会福祉士としての原点に戻り、会員のネットワークの構築と拡大を促進するために、オンラインによる年代別交流の機会を設ける。

- (1) 若年者及び当該年度合格入会者の経済的負担の軽減と入会の促進
- (2) 地区総会、及び全県総会への出席者及びオンラインでの参加者の拡大
- (3) ICTの活用を積極的に行うために、その分野に精通した会員による新たな活動の検討
- (4) 全地区で、オンラインによる様々な取組みの検討と年代別または年代を超えた会員同士の交流会の開催及び新たなネットワークの構築
- (5) 社会福祉士養成校の学生と若い会員の交流の促進、地区活動の活発化

【事業・活動展開】

1 セミナー等開催事業（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るためにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

- (1) 福祉まるごと学会（中期ビジョン：P14-II-(1)-⑤、P17-IV-(1)-③）

前半は、会員による実践研究発表を行い、後半は一堂に会して「地域共生社会（重層的支援体制整備）の実現に向けた講演等を行う。

担当：東信地区

- 日時：2021年6月12日（土）
- 会場：オンライン開催もしくは長野大学 演習室（ハイブリッド開催の可能性もあり）

- (2) 「ソーシャルワーカーデー」連動企画（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(1)-③）

ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性等を考えるフォーラムを、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟加盟校等と共催で開催する。

担当：長野県精神保健福祉士協会

期日：2021年7月11日（日）

会場：塩尻市市民交流センター（えんぱーく）他、Zoom 併用

- (3) 重症心身障がい児・者支援シンポジウム（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(1)-③）

重症心身障がい児・者の支援のために、地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携を目指して開催する。長野県共同募金会の配分を受ける。

担当：中信地区

- 期日：2021年10月
- 会場：オンライン開催もしくは中信地区の会場（ハイブリッド開催の可能性もあり）

- (4) 累犯障がい者・高齢者支援セミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(2)-①）
矯正施設出所の障がい者・高齢者を地域社会への定着を支援するために司法と福祉の連携を目指してセミナーを開催する。
- (5) 身元保証人の問題と権利擁護支援を考えるセミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）
身寄りがいない、身元保証人がいない人が、生活や人生において、不利益を被らないよう、社会福祉士会から各関係機関や県民に社会問題として提起し、長野県全体に向け、取組みの推進を促す。
- (6) 地域共生社会（重層的支援体制整備）に向けたセミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）
生活困窮者自立支援制度を起点として、社会福祉法の改正を踏まえ、市町村において構築される重層的支援体制整備が目指すものを確認し、地域共生社会の実現に向けたセミナーを開催する。
- (7) 障害者権利条約の動向を踏まえた意思決定支援セミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）
2014年に批准した障害者権利条約を踏まえ、国連が提出すると見込まれる勧告を見据え、課題を共有し、意思決定支援の在り方を確認するセミナーを開催する。

2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

- (1) 会員講師派遣事業
- ① キャリア形成訪問指導事業（中期ビジョン：P18-IV-(2)-②）
福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。
- 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）
 - 期間 2021年5月～ 通年
 - テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等
- ② 市町村・事業所等への講師派遣
福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。
- 負担 派遣先の市町村・事業所
 - 期間 2021年5月～ 通年
 - テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等
- ③ 虐待対応専門職チーム派遣（中期ビジョン：P17-IV-(2)-①・③）
高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、市町村が受理した虐待（疑いを含む）事案について、その具体的な対応と体制整備等の支援を行い、権利擁護の推進を図る。
- 負担 派遣先の市町村
ただし、高齢者虐待は、長野県健康福祉部介護支援課が負担（件数上限あり）
 - 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
 - チーム 長野県弁護士会と本会の専門職チームのペア
 - 対象 市町村行政
 - 期間 2021年4月～ 通年

(2) 高齢者虐待対応現任者標準研修（中期ビジョン：P12- I -(2)-②、P17-IV-(1)-①）

養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修・演習を開催する。

- 委 託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期 日 2021年6月～7月の3日間
- 会 場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(3) 市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修（中期ビジョン：P12- I -(2)-②、P17-IV-(1)-①）

県内における養護者及び施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が増加する中で、虐待対応を担う市町村等の管理職と担当者及び地域包括支援センター職員等を対象に、対応力の向上等を目的に長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修を開催する。

- 委 託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期 日 2021年12月
- 会 場 長野県看護協会（松本市旭町）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(4) 虐待対応専門職チーム派遣員研修（兼運営管理委員会）（中期ビジョン：P17-IV-(2)-①・③）

市町村等に派遣する虐待対応専門職チームの質の向上を目指し、長野県弁護士会と協働でチーム員の研修を開催する

- 期 日 2022年3月
- 会 場 長野市内（オンラインによる開催を検討）
- 対象者 虐待対応専門職チーム派遣員である弁護士、社会福祉士 等

(5) 社会福祉士基礎研修（中期ビジョン：P11- I -(2)-①）

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

① 基礎研修Ⅰ

- 期 日 2021年8月8日、11月6日
- 会 場 zoomによるオンライン研修
- 受講者 社会福祉士

② 基礎研修Ⅱ

- 期 日 2021年6月～
- 会 場 e-ラーニングの視聴及びzoomによるオンライン研修
- 受講者 基礎研修Ⅰ修了者

③ 基礎研修Ⅲ

- 期 日 2021年6月～
- 会 場 e-ラーニングの視聴及びzoomによるオンライン研修
- 受講者 基礎研修Ⅱ修了者

(6) 社会福祉士の養成（中期ビジョン：P12- I -(3)-④、P14- II -(3)-②）

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

① 社会福祉士実習指導者講習会（中期ビジョン：P14- II -(3)-②）

- 期 日 2021年7月3日（土）～4日（日）

- 会 場 zoom によるオンライン
- 受講者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者
- ② 社会福祉士全国统一模擬試験（中期ビジョン：P12- I -(3)-④）
 - 期 日 2021 年 11 月 28 日（日）
 - 会 場 長野大学及び在宅での受験
 - 受講者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

(7) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため、ソーシャルワーカー研究発表・まとめ方講座各種専門研修会を開催する。

- ① 生活支援コーディネーターのための地域福祉コーディネート講座（中期ビジョン：P11- I -(2)-①～③）
 - 共 催 長野県社会福祉協議会
 - 期 日 2021 年 8 月、10 月
 - 会 場 zoom によるオンライン
- ② 障がい者等権利擁護条約研修（中期ビジョン：P11- I -(2)-①～③）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等についてのオープン研修

 - 期 日 2021 年 11 月
 - 会 場 zoom によるオンライン
- ③ 意思決定支援と本人情報シート作成研修会（中期ビジョン：P11- I -(2)-①～③）

本人の意思尊重を反映できる、成年後見業務を目指すために意思決定支援と本人情報シート作成方法についてのオープン研修

 - 期 日 2021 年
 - 会 場 zoom によるオンライン
 - 受講者 CSW、PSW、MSW 等
- ④ 災害福祉支援全県研修会（中期ビジョン：P12- I -(3)-③）

災害支援意識を高め、被災地におけるソーシャルワーク機能の充実と福祉チームへの参加を促進するための研修会

 - 期 日 2021 年 12 月

3 広報事業

- (1) 広報紙の発行（中期ビジョン：P14- II -(2)-④、P17-IV-(1)-③）

本会の公益的的事业の実施状況及び社会福祉の現状・課題・提言等を各号に編集し発行する。

 - 発 行 隔月 年 6 回
 - 部 数 2,300 部（会員＋福祉事業所等）
- (2) ホームページの運用（中期ビジョン：P14- II -(2)-④、P16-III-(2)-①、P17-IV-(1)-③）

本会の各種事業および研修等の情報発信、社会福祉に関する知識・技術の普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。
- (3) 一斉メール送信等（中期ビジョン：P14- II -(2)-④）

会員に対して迅速な情報発信ができる「一斉メール」の登録者拡大と運用方法の検討を行う。

4 成年後見事業（権利擁護センターぱあととなあながの）（中期ビジョン：P12- I -(2)-②）

本会会員で成年後見人養成研修を修了し、「ぱあととなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

(1) 成年後見制度の普及・啓発活動（中期ビジョン：P12- I -(2)-②）

① 福祉関係従事者を対象とした成年後見活用講座の実施

- 共 催 長野県社会福祉協議会
- 期 日 2021年6月上旬
- 会 場 松本市総合社会福祉センター または オンライン研修
- 受講者 市町村、地域包括支援センター、市町村社協、事業所等の職員

② 成年後見制度利用促進・基本計画の理念実現のため、長野県弁護士会、リーガルサポートながの等との連携による協働活動の展開

③ 広報活動の充実

(2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修（中期ビジョン：P13- II -(1)-③）

① 成年後見人材育成研修の開催

- 期 日 2021年8月28日・29日、11月27日・28日（4日間）
- 会 場 オンライン研修

② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出

③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

(3) ぱあととなあながの会員スキルアップの推進（中期ビジョン：P13- II -(1)-③）

① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を図るために業務監査委員会の開催

- 期 日 2021年12月上旬

② 「成年後見制度利用促進法」合同研修会の開催

長野県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携し、「成年後見利用促進法」の進捗状況に関する合同研修会の開催。

- 期 日 2021年11月上旬
- 会 場 松本市内 または オンライン研修
- 受講者 市町村、地域包括支援センター、後見支援センター、市町村社協、事業所等の職員など

③ ぱあととなあ全体研修の実施（研修参加の義務化）

④ ブロック機能を基盤とした地区別全体研修会の実施（研修参加の義務化）

- 期 日 2021年8月、9月、10月、11月
- 会 場 東北中南信地区 4会場

⑤ 成年後見活動報告書のチェック体制と指導の強化

⑥ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

(4) 未成年後見プロジェクトチームの立ち上げ（中期ビジョン：P13- II -(1)-③）

5 生活支援等事業（中期ビジョン：P17-IV-(2)-④）

(1) 地域生活定着支援センター事業

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの退所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県地域生活定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設からの退所予定者に対して福祉施設等入所支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

③ 相談支援業務

矯正施設を退所した人の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

④ 高齢・障害被疑者等支援業務

検察庁、弁護士、保護観察所等からの依頼を受けて、障がい者、高齢者等で被疑者・被告人となった人へ、福祉施設等入所支援や、地域での定着に向けて継続的に支援を行う。

⑤ 地域ネットワーク強化業務

○ 地域福祉支援検討会の実施

支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域への定着を目的に、司法機関、広域圏での市町村行政、相談支援機関、まいさぼ（生活就労支援センター）、福祉事業所等が集まり、事例を基にした支援検討会を開催する。

○ 福祉事業者巡回開拓の実施

支援協力者の確保と本事業への理解を目的に、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する。

○ 地域福祉研修の実施

(2) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

① 電話相談専門の相談員を24時間（3交代）365日配置して対応する。

② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所または女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信を行う。

③ 毎月定例会を開催して電話相談員のスキルアップと情報共有を行う。

(3) その他

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり

(1) 総会の拡充、理事会の機能強化（中期ビジョン：P15-III-(1)-①）

総会は、すべての正会員をもって構成し、重要案件を議決する場であり、出席は正会員の権利であり義務でもある。より多くの出席者の拡大を図る。

理事会は、理事のサポートとともに全体運営の視点からチェック機能を強化する。また、理事会の間には正副会長会議を行い会の円滑な運営に努める。

① 定時総会

期日：2021年6月12日（土）

会場：長野大学

② 理事会

期日：2021年4月17日（土）、6月12日（土）、6月27日（日）、8月28日（土）、11月7日（日）

2022年1月16日（日）、3月12日（土）

会場：長野県食糧会館 or オンライン

③ 正副会長会議

期日：2021年4月6日(火)、5月18日(火)、6月2日(水)、6月16日(水)
7月12日(月)、8月18日(水)、9月17日(金)、10月27日(水)
12月7日(火)

2022年1月5日(水)、2月15日(火)、3月2日(水)

会場：長野県食糧会館 or オンライン

(2) 地区活動の活性化(中期ビジョン：P15-III-(1)-②)

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。学習活動を地区及びブロックで定期的実施し、地区活動を活性化する。

学習活動においては、各地区会員の意見をもとに特定の分野に偏らず、社会福祉に関する様々な領域のテーマを扱い、多くの会員が参加する活動を展開していく。

① 東信地区

公益社団法人の地区支部として地域の福祉に貢献できるよう、会員内外のネットワークづくりと学び合いの場づくりを推進する。特に、本会2021年度定時総会と福祉まるごと学会は東信が担当。会員の知恵と力を結集して社会福祉士の価値の向上に取り組む。

◇ 総会 期日：2022年2月19日(土) 会場：長野大学

◇ 役員会 期日：2021年5月15日、12月18日

② 北信地区

会員主体の学びあいとネットワークづくりを基盤に、新たな会員の拡大や社会福祉士を目指す学生との交流など、会のすそ野を広げ地区活動の充実を図る。また、社会的孤立を起因とする複合的な問題を重点テーマとし、調査や課題提起を行う。

◇ 総会 期日：2022年2月19日(土) 会場：長野市ふれあい福祉センター・Zoom

◇ 役員会 期日：2021年5月28日、2022年1月21日

③ 中信地区

地区会員一人ひとりが主体性をもって会に関わり、学習会などの取組みを通じて互いに資質の向上と連携に努め、地域における社会福祉士の役割を積極的に担い発信する地区活動をめざす。

◇ 総会 期日：2022年2月19日(土) 会場：松本市松南地区公民館

◇ 役員会 期日：2021年10月21日、2022年1月20日

④ 南信地区

南信地区全体でオンラインを中心に開催する定期的な学習会を通して、社会福祉士としての資質を高めると共に、地区内外のネットワークづくりを進めることで、地域共生社会の実現に貢献できる地区活動を展開する。

◇ 総会 期日：2022年2月20日(日) 会場：伊那市福祉まちづくりセンター

◇ 役員会 期日：2021年5月22日、2022年1月23日

(3) 委員会活動の活性化(中期ビジョン：P15-III-(1)-③)

専門職団体としてその専門性を最大源発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

i 福祉活動委員会(中期ビジョン：P11-I-(1)-②、P18-IV-(2)-⑤)

高齢者、障がい者、子ども、地域福祉の各分野・また共通する医療・福祉課題について地区におけ

る学習活動と相互に連携を図りながら、福祉活動委員会全体でその成果を積み上げた政策提言や全県に向けた事業を企画・実施する。共通課題「コロナ禍における医療・福祉現場の課題」、「身元保証人等問題」「社会福祉士養成」を中心に事業を展開する。

ii 虐待対応委員会（中期ビジョン：P11- I -(2)-②、P15-III-(1)-③、P17-IV-(2)-①）

高齢者、障がい者虐待対応等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう長野県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

併せて、研修委員会との連携により、介護従事者向けのキャリア形成訪問指導事業により、虐待防止に向けた啓発及び質の高い人材育成の取組みを展開する。

iii 広報編集委員会（中期ビジョン：P14- II -(2)-④、P17-IV-(1)-③）

広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。

会員以外の県民に、広く閲覧できる広報紙やホームページの活用により、社会福祉に関する知識、技術等を情報発信していく。SNS等のICTを活用した今後の広報活動のあり方について検討する。

② 事業委員会

i 生涯研修センター運営委員会（中期ビジョン：P11- I -(2)-①、P15-III-(1)-③）

社会福祉士基礎研修、社会福祉士のための分野専門・分野横断の研修、福祉専門研修等生涯研修について企画するとともに、キャリア訪問指導事業、社会福祉士実習指導者講習会、全国統一模擬試験等の企画実施を担う。

また、基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。

ii 権利擁護センターばあとなあながの運営委員会（中期ビジョン：P11- I -(2)-②）

ばあとなあ名簿登録者、成年後見受任者支援等について、業務監査委員会の指導助言等を受け、成年後見業務の質的向上を図るとともに、成年後見制度の利用促進、啓発・普及に取り組む。運営は、従来の役員会と専門部会（成年後見人養成部会、研修部会、広報部会）に加えて未成年後見プロジェクトに取り組む。

iii 地域生活定着支援センター運営委員会（中期ビジョン：P18-IV-(2)-④）

地域生活定着支援センターの事業運営、関係機関との連携方法を中心に協議する「運営推進会議」と、困難事例のケース検討等を行う「ケース検討専門部会」、更生保護施設など司法関連施設の視察研修を開催。運営、事業内容に関する円滑な推進化と、困難ケースへの対応強化、地域や本会会員とのネットワーク推進に努める。

③ 特別委員会

i 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

ii 福祉まると学会運営委員会（中期ビジョン：P14- II -(1)-⑤、P17-IV-(1)-③）

社会福祉士として、自身と会員相互の社会福祉実践の知見の蓄積と技量向上及び社会への提言を目指し、実践を言語化し発表する機会としての学会の企画・運営を行う。

iii 災害福祉支援運営委員会（中期ビジョン：P12- I -(3)-③）

災害福祉支援の充実に向け、福祉相談支援分野の事例収集や提言を行う。また、会員の災害福祉支援への機運を高めるための学習会を地区ごと開催するとともに、災福ネットへの協力や長野県ふくしチーム員の増員を行う

④ プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

i 成年後見制度利用促進プロジェクト（中期ビジョン：P13-II-(1)-(3)）

成年後見制度利用促進法・基本計画に基づき、長野県弁護士会・リーガルサポートながの等連携しながら、高齢者・障がい者の権利擁護のために成年後見制度の利用促進を図る。

ii 身元保証人問題等を考えるプロジェクト（中期ビジョン：P12-I-(2)-(2)、P17-IV-(2)-(1)）

医療・福祉現場における身寄りのない方の保証人や関わる諸課題について、権利擁護の視点から、2018年度のプロジェクトの実態調査結果を踏まえ、関係機関と協働し、「実践指針」の作成と全県に向けたセミナーの開催、各地域の具体的な取組みを促す学習会を開催する。

iii 社会福祉士養成の検討プロジェクト（中期ビジョン：P12-I-(3)-(5)、P14-II-(3)-(2)）

社会福祉士の養成について、「令和元年度の実習受入れの実態調査」や会員意識調査を踏まえ社会福祉士養成校と協議し、実習指導者の交流会の開催、実習受入れを行う法人等を増やすためのパンフレット作成配布、子どもたちに向けソーシャルワーカー（社会福祉士）を紹介する活動、資格取得を目指す学生や有資格者で会に未加入者への働きかけを検討・実施する。

iv 中期ビジョン推進検証プロジェクト（中期ビジョン：P7-3章、P9-4章）

2020年度に策定した中期ビジョン（2020～2024年度）の推進状況を把握して、計画通り推進されているかの検証を行う。

v 組織・財政基盤強化推進プロジェクト（中期ビジョン：P14-II-(2)(3)、P16-III-(3)）

組織強化を目指して、シンボルマーク使用と名刺に会員ナンバー表示推奨をはじめとする入会促進の方策、若者及びシニア退会者対策検討。安定財源確保のために、財団・事業団の助成金事業の検討

vi ICT推進プロジェクト（中期ビジョン：P14-II-(2)-(4)、P12-I-(3)-(5)）

ICTの推進方法。会員のメールアドレス登録者の拡大方法。会員等の対象者に対するICTの活用、相談等支援対象者へのICTの活用広報媒体と一斉メール、ホームページと関連性・リンクの具体的方法の確認。

(4) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり（中期ビジョン：P16-III-(2)(3)）

社会福祉士の組織率は、低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

① 会員、賛助会員の拡大（中期ビジョン：P16-III-(3)-(1)(2)）

i 社会福祉士会活用ガイド等を活用し、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけを積極的に行う。

ii 若年者の入会促進を図るために、経済的負担軽減を講じて会員の拡大を図る。

iii 退会に至る経過を把握して退会者防止策を講じ、退会者を少なくする。

iv 退会者に対し賛助会員として会への協力を要請する。

② 開かれた組織づくり（中期ビジョン：P16-III-(2)-①～④）

- i 様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員の参加・参画を促進する。
- ii 会員が参加したくなるような社会福祉の価値と専門性を高める企画・実施する。
- iii 本会と会員及び会員間等の相互連絡の円滑化のために、一斉メール対象者の拡大を図る。

(5) 財政の確立、事務局機能の充実（中期ビジョン：P16-III-(3)-③）

財政基盤の確立なしでは、事務局機能の充実はできない。財政基盤の確立を図るとともに事務局の在り方を追求して機能を高める。

① 財政基盤の確立（中期ビジョン：P16-III-(3)-③）

- i 会員拡大を図ることを基本として、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、財政基盤の確立を図る。
- ii 収入の確保を図るとともに、支出についてはオンライン会議開催等の実施により経費と時間の節約を図る。

② 事務局機能の充実

- i 各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動円滑に推進するための連絡調整機能を高める。
- ii 事務局職員の処遇の改善・安定雇用に努める。
- iii 役員と事務局の役割分担を明確にして、役員・各種委員が事務局機能の一部を担い、機能の充実を図る。

(6) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携

- ① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。
- ② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。
- ③ 近県、特に新潟県・山梨県社会福祉士会とは、基礎研修や認定研修、成年後見人材育成研修の開催等で緊密に連携しながら事業を推進する。